

令和 5 年度

## 事 業 計 画 書



社会福祉法人 土佐清水市社会福祉協議会

## ＜目標＞ みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず

### ＜基本方針＞

少子・高齢化が進むなか、土佐清水市の高齢化率は、50パーセントを超える状況になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域でのつながりが弱くなっています。

さらに、孤立死やゴミ屋敷等の増加、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、生活課題が多様化、複雑化しています。このような状況のなかで、「みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず」をめざした、第4期地域福祉計画の取り組みが進められています。

一方、制度による福祉では、「地域共生社会の実現」に向け、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域づくりを推進することが求められています。このことは、地域を支える「こころ」づくり、地域を担う「ひと」づくり、地域がつながる「機運」づくりと言えます。

そこで、本会の強みである住民とのつながり、各種団体とのつながりを生かし、地域住民、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、NPO団体、弁護士、司法書士、医療、介護関係機関や行政等、幅広く連携・協働することにより地域福祉の増進に努めます。

具体的には、生活課題が多様化・複雑化するなかで、その課題解決に向け、地域とのつながりを生かした「地域支援」を進め、支援が必要になった方にオーダーメイド型のサービスを受けられるよう「個別支援」を展開し、質の高い地域自立生活に結びつくような活動をめざします。

そのためには、改めて住民主体の理念に基づき、地域福祉を推進する中核的な団体・機関として、また、社会福祉法人としての使命・役割を認識し、住民から信頼される社会福祉協議会をめざします。

### ＜重点目標＞

1. 地域支援（地域での支え合い活動・ボランティア活動の充実）
2. 個別支援（あらゆる相談に対応できる取り組みの充実・権利擁護の推進）
3. 法人運営と経営機能の強化

### ＜実施計画＞

1. 第4期地域福祉計画の推進
2. 災害ボランティアセンターの強化
3. 地域支援事業の実施
4. 権利擁護センターの充実

5. 生活・相談支援センターの充実
6. 生活福祉資金貸付制度の推進
7. 福祉サービス利用援助事業の実施
8. 広報・啓発活動の推進
9. 障がい者福祉の推進
10. 共同募金運動への取り組みと推進
11. 日本赤十字事業の充実強化
12. 社会福祉大会の開催
13. 社会福祉活動推進校育成事業
14. 法人運営と経営機能の強化
15. 団体事務
16. その他

## ＜事業内容＞

### 1. 第4期地域福祉計画の推進

「みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず」をめざし、地区ごとに住民座談会等を行なながら、地域の特性を生かした住民主体の活動ができるよう地域に足を運び取り組みを進めます。また、これまで以上に行政や関係機関・団体と住民が連携し、自助・互助・共助・公助それぞれの役割を果たせるよう取り組みます。

### 2. 災害ボランティアセンターの強化

災害時には速やかに活動できるよう、土佐清水市と予め協定を締結し南海トラフ地震などの大規模災害に備え、関係機関との連携のもと、体制づくりを強化します。また、災害ボランティアセンター運営模擬訓練の実施や災害時初期行動計画の見直しに取り組みます。そして、被害想定の把握や危機管理に努め、職員や利用者の人命・安全の確保に努めます。

### 3. 地域支援事業の実施

要介護状態又は要支援状態となることの予防、お互いの助け合う地域活動により、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。あわせて、地域における包括的な相談及び支援体制の充実に努めます。

- (1) 一般介護予防事業
  - ①いきいきサロン事業
    - ア. いきいきサロン展開セミナー
    - イ. いきいきサロン交流会
  - ②広報啓発事業
  - ③いきいきボランティア活動推進事業

- ア. いきいきボランティア研修会
- イ. 地域福祉協力員推進事業
- ④地域住民支え合い事業
  - ア. 座談会
  - ⑤地域リハビリテーション推進事業
    - ア. 地域リハビリテーション教室
    - イ. 訪問指導
- (2) 包括的支援事業
  - ①生活支援・介護予防サービス基盤整備事業
    - ア. 研修会
    - イ. 協議体
    - ウ. 検討会
  - ②高齢者権利擁護事業
    - ア. 成年後見制度啓発研修会
    - イ. 成年後見制度個別相談
- (3) 任意事業
  - ①家族介護教室事業
    - ア. 家族介護教室（地域・学校）
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業
  - ①いきいきボランティア地域支え合い活動事業
    - ア. いきいきボランティアケース検討会

#### 4. 権利擁護センター（らいとはうす）の充実

認知症高齢者・精神障害者・知的障害者等の状態を見守りながら、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等、成年後見制度に至る前の支援から成年後見制度利用までの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、権利擁護の推進に努めます。

土佐清水市成年後見制度利用促進計画に基づいた、権利擁護センター（らいとはうす）の役割が果たせるよう取り組みを推進します。

#### 5. 生活・相談支援センターの充実

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、課題の把握と検証を行いながら、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援を行います。

就労に必要な支援を行うと共に、家計の見える化や家計管理の力を高めて行けるよう支援を行います。

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 家計改善支援事業
- (3) 就労準備支援事業

## **6. 生活福祉資金貸付制度の推進**

収入が不安定な世帯や障がいのある方達のいる世帯、失業により生活の維持が困難になった世帯に対し必要な資金を低利率で貸付ける生活福祉資金の相談・貸付申込み等の業務を行います。

緊急小口資金等の特例貸付については、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、必要に応じて関係機関と連携し、個別に支援を行います。

## **7. 福祉サービス利用援助事業の実施**

認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な方に、契約を通じて福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理等(法律行為以外)をお手伝いします。

## **8. 広報・啓発活動の推進**

情報や取り組みを発信することで、透明性の高い事業運営をめざし地域住民の理解や関心を高めます。

- (1)広報発行
- (2)社協ホームページの有効活用

## **9. 障がい者福祉の推進**

(1)相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児支援事業所、障がい者の総合窓口として相談を受け付け、利用者の立場に立った適切な居宅介護サービスの提供を確保します。また、事業の適正な運営と適切な計画相談支援の提供を図ります。

(2)集まる場づくり

障がい者の集まる場づくり・生きがいづくりの活動に取り組みます。  
(ハッピーハウス・スポーツ交流会・折り紙教室等)

## **10. 共同募金運動への取り組みと推進**

赤い羽根をシンボルとする「自分のまちをよくするしくみ。」共同募金の運動を行い、地域福祉の推進に取り組みます。

- (1)個別募金の増強
- (2)募金配分金活用事業の広報の充実

## **1 1. 日本赤十字事業の充実強化**

日本赤十字社高知県支部、土佐清水市、本会との三者協定により、地域住民の安心・安全及び福祉の向上に取り組みます。

- (1) 日本赤十字社員制度の普及と増強
- (2) 赤十字救急法救急員の養成と地域での活動

## **1 2. 社会福祉大会の開催**

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、地域住民や福祉関係者が集い、福祉に対する理解と关心を高めます。

- (1) 実行委員会の開催
- (2) 社会福祉活動推進校発表・講演等

## **1 3. 社会福祉活動推進校育成事業**

小・中・高等学校を社会福祉活動推進校に指定し、児童・生徒の体験学習等に協力するとともに、優しさや思いやり、相手の立場に立って考えることができる福祉の心を育てます。

- (1) 社会福祉活動推進校連絡会
- (2) 体験学習・人権学習等学びの場の支援

## **1 4. 法人運営と経営機能の強化**

高い公益性が求められる社会福祉法人として、また、地域福祉を推進する中核的な団体としての期待に応えられるよう、組織の強化や法人運営に努めます。

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
  - ①定款を遵守し、健全で公明な法人運営に努めていきます。
  - ②監事による監査を年3回実施し事業の適正な運営、経営に努めます。
- (2) 事業運営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 人材育成

地域福祉の推進を担う職員の資質向上をめざし、年間研修計画に基づき、積極的に職員の育成を行います。
- (5) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

厳しい財政状況の中、自主財源確保と経費削減を進め、安定的な財政基盤の確立をめざします。
- (6) 社協会員の加入促進
  - ①自主財源確保
  - ②地域福祉活動への理解と協力

#### (7) 法人後見事業

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度(民法)です。成年後見人を法人で受け、被後見人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。

#### (8) 社会福祉法人連絡会の開催

日常生活または社会生活上支援を必要とする方に、既存のサービスの対象とならないサービスを無料または低額な料金により実施できるよう、社会福祉法人連絡会等を開催し、公益的な取り組みの実施に向けて取り組みを進めます。

#### (9) 財産保全サービス事業

書類などの預かりサービスを提供し、高齢者や障がい者が地域で安心して日常生活を送れるようお手伝いします。

#### (10) 社協独自貸付金の活用

生活に困窮し、窮迫する事情により出費を要する方などに対し、公的給付及び公的資金が支給されるまでの期間における暫定的援護措置として一時金を貸し付けます。

#### (11) 車イス・物品の貸出

車イスや物品等の貸出を行い、在宅福祉の向上及び団体の活動を支援します。

#### (12) 社会福祉センターの管理・運営

利用者の事故防止安全確保等に努めるとともに、福祉・保健活動の場や会議、研修会等の拠点として、市民の利用しやすいセンターとなるよう管理運営に努めます。

#### (13) トレーニングジムの運営

健康増進や介護予防に効果的な環境を整え、トレーニングジムを行うことで、運動に関心のある方の交流の場を促進します。

### 15.団体事務

- (1) 土佐清水市共同募金委員会
- (2) 日赤土佐清水市地区
- (3) 土佐清水市民生委員・児童委員協議会
- (4) 土佐清水市老人クラブ連合会

### 16.その他

本会の目的達成の為の事業の推進

# 令和5年度職員研修計画

## 1. 職員研修の方針

地域福祉推進の中核的存在としての役割を果たし、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくよう一人ひとりの職員が専門性や創造力、実践力、企画力などを高め職員の資質向上と育成を目的に取り組みます。

## 2. 職員研修の重点項目

- ①職務に必要な態度や価値観、知識や情報、技術や技能を習得するために職場内の研修や職場外研修へ派遣し職員の育成に努めます。
- ②多様化する福祉ニーズに応えるため、個別支援等専門性のスキルアップ研修へ積極的に職員の派遣を行います。
- ③リーダーの育成、的確に対応できる危機管理能力等の育成に努めます。

## 3. 研修の具体的な内容

- ①高知県福祉研修センターの行う研修に派遣します。

- 組織性の向上

- 階層別研修（新任、中堅、指導者、経営管理職）
- 経営実務専門研修（社会福社会計簿記講座、税務、労務等）

- 専門性の向上（福祉サービスの質）

- 社協役職員研修、ボランティアコーディネーター研修、災害ボランティアセンター中核スタッフ研修、生活支援コーディネーター研修、テーマ別研修、相談支援専門員スキルアップ研修等

- ②職場内研修

- 研修受講後は、職場会の中で伝達講習を行います。
- 職場内の会議での司会を交代制にし、司会進行のスキルアップを図ります。
- 当社協で行う研修会に参加します。
- 消防訓練、救急救命訓練等

- ③外部研修に積極的に参加します。

- 土佐清水市在宅医療・介護連携推進事業研修会等
- 専門職団体、他機関の行う研修会等